

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 様

水 大 気 環 境 課 長

公害の防止に関する条例施行規則の一部改正について（通知）

本県の環境行政の推進については、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公害の防止に関する条例施行規則（昭和 48 年長野県規則第 7 号。以下「規則」といいます。）について、下記のとおり改正したので、御了知いただくとともに、会員に対し周知をお願いします。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 卸売市場法の改正に伴う改正

ア 改正内容

平成 30 年 6 月に公布された卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 62 号）により、従来为国及び都道府県による卸売市場の許認可制に代えて、一定の要件を満たす卸売市場について、国又は都道府県が中央卸売市場又は地方卸売市場として認定するとともに、本認定を受けるかは開設者の任意であることとされました。

これに伴い、規則別表第 1 の 7 の項の記述を改めました。

なお、改正前後で規制の対象範囲に変更はありません。

イ 施行期日

令和 2 年 6 月 21 日

(2) 道路運送車両法の改正に伴う改正

ア 改正内容

令和元年 5 月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）第 2 条の規定により、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定する「自動車分解整備事業」に、新たな装置（自動運行装置）及び各種装置の取り外しを行わない整備・改造事業が追加され、「自動車特定整備事業」として再定義されました。

これに伴い、規則別表第 1 の 8 の項の「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改めました。

イ 施行期日

公布の日

ウ 留意事項

新たに特定施設となった施設を設置している場合については、公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）第19条に基づき、施行期日から60日以内に届出が必要になります。

2 公布文及び新旧対照表

別添長野県報のとおり

環境部	水大気環境課	水質保全係
(課長)仙波	道則	(担当)飯島 庸平
電 話	026-235-7162(直通)	
ファクシミリ	026-235-7366	
電子メール	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp	